

調停をする場所

千種駅(JR中央本線、地下鉄東山線)から5分の名古屋ファミリー相談室でおこないます。

調停費用は(税込み)

申込人:申込時に5,500円、調停期日ごとに11,000円。但し、当相談室の親子交流支援を受けている期間中は、申込費用は免除、調停期日の各回の費用は半額。

相手方:申込人に同じ

合意書の作成

合意書は申込人、相手方に各5,500円(税込み)で一通ずつお渡しします。
複数作成する場合も同様。



公益社団法人 家庭問題情報センター 名古屋ファミリー相談室

〒464-0075 名古屋市千種区内山三丁目28番6号
マンション森 4階D号室

TEL 052-753-4340

平日13:30~16:30 (祝日・お盆・年末年始を除く)

FAX 052-753-4341

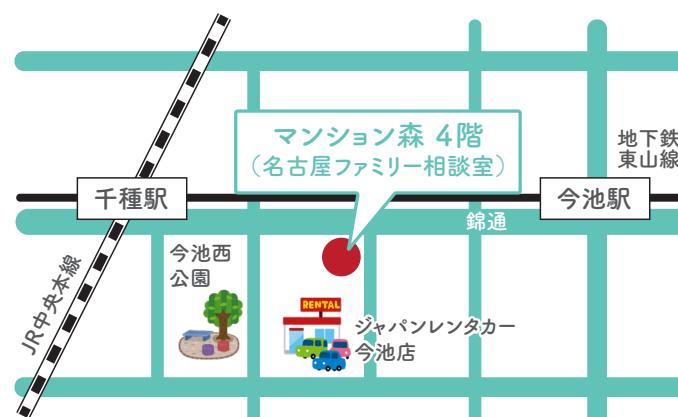
名古屋ファミリー相談室の
ホームページはこちら

<https://www.fpic-nagoya.com>



MAP

JR中央本線・地下鉄東山線 千種駅 下車
4番出口 徒歩 約5分

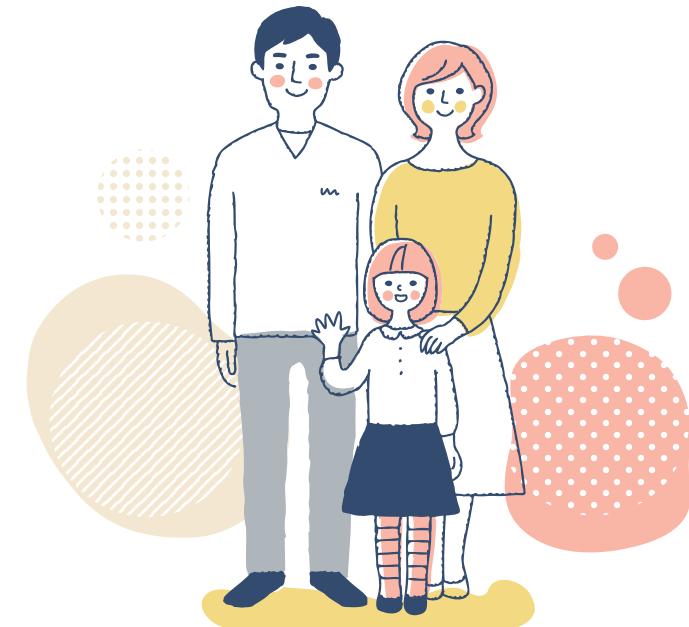


※専用の駐車場はありません。
お近くのコインパーキングをご利用ください。

Google マップはこちらから ▶▶

ADR調停のご案内 話し合いで新しい 未来を築きましょう

夫婦のこと、親子交流や養育費のこと
FPICの名古屋ファミリー相談室が
話し合いのお手伝いをします



えふひづく
FPIC
Family Problems Information Center

公益社団法人 家庭問題情報センター
名古屋ファミリー相談室

名古屋ファミリー相談室の ADR調停(離婚協議等調停手続)とは

ADRとはAlternative Dispute Resolutionの略です。
裁判によらない紛争解決手段です。

当相談室は法務大臣の認証を受けた民間の
調停機関です。

(法務大臣認証番号 第27号 平成21年4月15日)
当相談室では対話促進型同席調停を採用して
います。

調停は非公開でおこないます。プライバシーは
守られます。お二人が同席して、それぞれご自身の
考えを述べ合い、双方にとって納得のいく解決を
するための話し合いができるよう、訓練を積んだ
調停人(進行役)がそのお手伝いをします。

同席での話し合いにより、お互いに相手のことばや
表情から、相手の気持ちを理解し、自らの気持ちを
相手に伝える機会を得られます。中立の立場の
調停人の適切なかかわりにより、自主解決を目指す
気持ちを高めることができます。



話し合いのテーマは

夫婦(内縁関係を含む)や子どもの問題
「親権、養育費、親子交流」について話し合うこと
ができます。



こんなお悩みございませんか？

離婚だけはしたくない、やり直したい…
冷却期間を置きたいが、その間の生活費や
子どもの世話は？別居中の子どもの面会は？

やはり離婚するしかない…

離婚する時の条件は？子どもの親権や
養育費は？子どもの面会は？

離婚はしたけれど…

子どもの養育費を支払ってほしい
子どもとの面会のルールを決めてほしい。

ADR調停の流れ

01

申込み受付(相談)

電話、面談等
事前相談は無料

02

調停申込書提出(事前面接)

申込人から申込書提出

当相談室から相手方へ調停説明と参加依頼
相手方の依頼書の提出(応諾)がないときは調停
手続きを終了し、当相談室はその旨を申込人に通知

03

同席調停実施

迅速な同席調停を実施

調停は1回2時間程度
5回又は3ヶ月以内の解決を目指す
調停実施日は平日のほか夜間、土日、祝日も可能

04

調停成立

合意書作成

養育費、婚姻費用の合意書には執行力付与